

○農林水産省告示第八十三号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）附則第八条第一項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第三十三条第一項の規定の例により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第六項の規定の例により公表する。

令和八年一月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針

第1 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。しかしながら、食料を取り巻く環境は、肥料、飼料等の生産資材費、物流費、人件費等が上昇していることにより、食料の供給に要する費用が増加傾向にある一方で、長期にわたるデフレ経済や実質賃金の低下によって、低価格の商品が消費者に選好され、生産から販売に至る各段階において当該費用を取引価格に十分に反映することが難しい状況が続いてきた。これは、飲食料品等は、一般的に短期間で品質が低下しやすいことなどから、売り手の取引上の地位が弱くなる場合があること、生活必需品にあっては恒常的に売買されるため、消費者の「いつもこのぐらいの値段で購入できている」といった値頃感が意識された取引が行われやすいことに起因していると考えられる。

加えて、売り手の取引上の地位が弱いこと等に起因した食品小売事業者への納品期限を商品特性を考慮せず一律に製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や、発注から納品までの期間を必要以上に短く設定するといった商慣習、サプライチェーン全体の関係者の連携なしには改善が進

まない物流の課題等により、持続的な食料供給を阻害する過大な費用負担や労働等が生じている。

こうした状況の中で、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、生産から販売に至る各段階において生産性の向上や流通の改善に向けた取組が行われることが重要であるとともに、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要がある。加えて、食品廃棄の抑制、環境負荷低減、サプライチェーン全体での省人化・省力化等につながる商慣習の見直し等を積極的に行うことができる環境整備を進める必要がある。

このため、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者（以下「飲食料品等事業者等」という。）は、その取引において、

- ① その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に要する費用等を示して取引条件に関する協議の申出があった場合に誠実に協議に応じること
- ② 商慣習の見直し等に関する提案がなされた場合に必要な検討及び協力を行うこと

に努めることにより、飲食料品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化を促進する必要がある。

特に、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることなど、持続的な供給に要する費用について認識しにくい飲食料品等については、農林水産大臣がこれを指定するとともに、指定を受けた飲食料品等について持続的な供給に要する費用に関する指標を作成・公表する者を認定してその取組を推進することで、飲食料品等事業者等間の持続的な供給に要する費用を考慮した取引条件の協議を促進する必要がある。

さらに、こうした取引の適正化に関する取組を浸透させていくには、食料システムの関係者、とりわけ消費者からの理解を得られることが重要であることから、国をはじめとする行政機関は、飲食料品等事業者等及び消費者の理解醸成に取り組む必要がある。

第2 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

- 1 食料の価格は、需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本であるが、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、食料の供給に要する費用を取引価格に反映できる環境を整備する必要がある。こうした環境整備を進める上では、飲食料品等事業者等は、生

産、製造、加工、流通又は販売の各段階においてその取り扱う飲食料品等の供給のために要する費用を自ら把握することに努めるとともに、当該費用が取引価格に反映できていないと思料する場合は、取引の相手方に対して取引条件に関する協議の申出をすることといった具体の行動を起こすことが重要である。また、協議の申出を受けた者は、飲食料品等は多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有するため、その取引の当事者間で取引上の地位に格差が生ずる場合があることに鑑み、取引の相手方が協議を申し出ることや継続することを断念することがないよう、速やかに対応すること、必要以上に詳細な費用の内訳の提出を求めるなど過度な負担を強いないこと、立場の強さを利用して一方的な取引価格の決定をしないことなどにより誠実に当該協議に応じる必要がある。

2 加えて、商慣習を理由に、取引の相手方に対して、正当な理由もなく、不利益を与え続けることは、食品廃棄だけではなく、廃棄がなければ発生しなかった費用等の負担を強いることとなり、持続的な食料供給に支障を来すおそれがある。さらに、人手不足が深刻化する中で、サプライチェーン全体の関係者の連携の下、食品産業における流通の効率化が図られなければ、同様の事態が生じるおそれがある。このため、飲食料品等事業者等は、その取り扱う飲食料品等の持続的な供給を図るため、商慣

習の見直し等が必要であると思料する場合は、取引の相手方に対してその見直しの提案を行うことが重要である。また、前述のとおり取引上の地位に格差がある中で、当該提案に誠実に向き合ってもらえずに取引の相手方が提案を断念することがないように、提案を受けた者は、速やかに取引の相手方との間で必要な検討を行い、協力できる部分は速やかに実行に移すことが必要である。これらにより、双方が納得できる商慣習等に見直すことが重要である。

- 3 さらに、これらの協議の申出又は商慣習の見直し等の提案（以下「協議の申出等」という。）を受けた者は、協議の申出等のみを理由として、取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止などの不利益な取扱いを行わないことはもちろんのこと、協議の申出等をした者が納得して受け入れられるよう、検討結果及びその理由について具体的な説明を行うことが必要である。また、双方の認識の齟齬を解消し、問題を未然に防止する観点から、協議等を行った記録を双方で作成し、保管することが望まれる。なお、協議の申出等がしやすい環境の整備に当たっては、売り手からの協議の申出等だけではなく、買い手から積極的に売り手の状況を把握する機会を設けることが重要である。
- 4 こうした取組の実効性を確保するため、農林水産大臣は、協議の申出等を受けた者が第1の①及び

②の努力義務を確実に果たすよう、判断基準に照らして、指導及び助言並びに勧告及び公表の措置を行う。

第3 指定飲食料品等に係る措置に関する事項

1 持続的な供給に要する費用が認識しにくい飲食料品等として農林水産大臣が指定する指定飲食料品等については、取引条件の協議に当たり、参照すべき指標が作成され、当該指標を活用できることが重要である。

このため、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用の明確化に資するよう、農林水産大臣は、当該費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表する者の認定を行う。また、当該認定を受けた認定指標作成等団体は、飲食料品等事業者等間の取引条件の協議を促進し、最終的な購入者である消費者の理解を得るため、食料システムの関係者に対して指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び当該指標に対する理解増進のための情報の提供を行うことが必要である。

なお、当該指標は、取引条件の協議に当たり、持続的な供給に要する費用を説明する際の参考として

活用できるものであって、価格等の取引条件については、これを踏まえた上で当事者間の協議により決定されるものである。

2 指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標については、生産から販売に至る多くの関係者が活用するほか、消費者の理解を得る上で重要なものであるため、公正で信頼できる指標であることが求められる。このため、当該指標の作成に当たっては、当該指標を作成する必要性について関係者の認識の共有が図られた上で、当該指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売のうち、複数の段階の事業者・事業者団体が参画することにより、生産から販売までのいずれかの段階に有利な指標とならないようにする必要がある。さらに、当該指標を作成する認定指標作成等団体が正確な情報提供を受けることができるよう、当該団体の役職員に対して秘密保持義務を課すことにより、当該団体の専門性と独立性を確保する必要がある。

3 加えて、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は以下の事項を満たす必要がある。

① 品目ごとの実情を踏まえ、産地、作型、収量、販売地等を設定した上で作成する。

- ② 品目ごとの実情を踏まえ、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階で要する費用を明らかにした上で、それらを積算したものを指標とする。その際、基準となる年の指標を原則として実数により作成した上で、各段階の費用のうち労働費や輸送費等の費目ごとに、公的統計を利用して基準となる年から直近年又は直近月までの間の物価変動率等で補正すること等により、最新の指標とする。なお、当該指標は、生産から販売までに要する費用を積算したものであるため、利潤はその対象外である。
- ③ 指標の作成に当たっては、客観性が担保されるよう、公的統計や農林水産省が行う調査の結果、業界団体等が公表するデータ等を、出典を明らかにした上で可能な限り活用することとし、それらの資料のみでは不足する情報については、認定指標作成等団体が調査方法を明らかにするなど公正かつ信頼できる方法により適切にデータを収集する。
- ④ 指標の公表日からおおむね1年ごとに指標の改定を行う。なお、費用の急激な変化等、特段の事情が生じた場合には、随時改定することも可能とする。
- ⑤ 作成された指標は、品目ごとに収穫時期や取引が行われる時期等を考慮し、適切な公表時期を設定した上で、認定指標作成等団体に加え、指標の作成に参画する者のウェブサイトに掲載する等、食料

システムの関係者が閲覧可能な形で公表する。

- 4 認定指標作成等団体は、指標の作成・公表に当たっては、品目ごとの実情を踏まえ、飲食料品等事業者等が取引条件の協議において地形条件や産地による違い等を考慮して指標を活用することができるよう、工夫することも望まれる。
- 5 また、認定指標作成等団体は、食料システムの関係者、とりわけ消費者が、指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び指標に対する理解を深めることに資するよう、作成した指標について、生産から販売までに要する費用を容易に認識できるような効果的な情報提供を行うとともに、指定飲食料品等の特性や背景事情をわかりやすく伝える。

第4 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

- 1 持続的な食料供給の実現を図るためには、飲食料品等の持続的な供給に要する費用の考慮や納品期限の緩和をはじめとする飲食料品等の持続的な供給に資する商慣習の見直し等が重要であり、このためには食料システムの幅広い関係者の理解が必要不可欠となる。このため、農林水産大臣は、関係行政機関と連携して、広報活動その他の活動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して関

係者の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する協力を求めるよう努める。

- 2 また、食品等は最終的に消費者に購入されることが前提であるため、消費者の値頃感に基づいた価格決定により食品等の供給に要する費用を取引価格に反映できない事態や、定着している商慣習等が消費者の選択行動を背景として見直すことが困難な事態が続けば、持続的な食料供給の実現を図ることが困難となる。このように、消費者の理解がとりわけ重要であることから、消費者は、農林漁業をはじめとするサプライチェーン全体の現場や実情に対する理解を深め、食品等が自らの手元に届くまでにどのくらいの費用が掛かっているのかを意識するとともに、食品廃棄の発生抑制に資する選択行動をすることなどにより、食品等の持続的な供給に寄与するよう、日々の行動変容を起こすことが望まれる。

第5 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

- 1 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化が図られるよう、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態を把握するため、食品等取引実態調査を実施するとともに、食品等の取引に係る不適正な事案の情報等を受け付ける情報受付窓口を設置する。これらの取組で得られた情報に基づき、第2の4に規定する措置を行うほか、個別の回答者や事業者が特定されないように配慮

の上、当該調査の結果や当該措置の対象となった事例等を定期的に公表することにより、当該措置の対象となる行為を明らかにすることで飲食料品等の取引を行う者に対して法令遵守と注意喚起を促すとともに、飲食料品等の取引を行う者が様々な取組事例を把握することで、食品等の取引の適正化を図るために自らが取るべき行動を考えるきっかけを作る。

- 2 農林水産大臣は、1で把握した情報のうち、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項に規定する「不公正な取引方法」に該当することが疑われる事実があると思料する場合には、公正取引委員会に対し、その事実を通知する。また、食品等の取引の適正化を図るため、関係法令を所管する行政機関との情報の共有その他の必要な連携に努める。